都道府県	市区町村名	Ⅰ 準要保護の認定について		Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について													Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅲ 自由記述欄
		貴市区町村では、平成31（令和元）年4月時点において、準要保護の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしていますか。		1. 準要保護の認定基準への反映について				2. 生活保護基準見直しの影響への対応予定													3. 生活保護基準見直しの影響を受ける人数について				
				（1）平成30年10月の見直し後の生活保護基準を、平成31年4月以降、来年度の貴市区町村の準要保護の認定基準として認定基準に反映させますか。		（2）参照している生活保護基準		（1） 平成31年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っていますか。			（2）予定する対応内容（複数回答可）					（3）⑤その他の内容	（4）③影響あり対応なしの理由（複数回答可）			（5）（4）①③の内容	（1）どの程度の影響が生じる可能性があるか		（2）把握している場合、平成31年3月までは援助対象だったが、平成31年4月以降は援助対象外となった者の人数	（3） ②把握していない理由	
		①用いる	②用いていない	①反映させる	②反映させない	年	月	①生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準（平成30年10月の新基準）に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準（平成30年9月以前の基準）に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い倍率に引き上げて認定（生活保護基準の1．2倍だったものを1．3倍に引き上げるなど）	③「生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準（注1）」以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため （→2．（5）へ）	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており、準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない	人		
		→Ⅱへ	→Ⅲ自由記述へ	→2（1）へ	→1（2）へ		→Ⅲへ	→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
83	83	29	54	16	13	13	13	6	9	1	5	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0
長野県	長野市	○			○	平成25	4																		
長野県	松本市	○			○	平成25	4																		
長野県	上田市	○		○				○			○														
長野県	岡谷市	○			○	平成25	7																		
長野県	飯田市		○																						
長野県	諏訪市	○			○	平成30	4																		
長野県	須坂市	○		○				○			○														
長野県	小諸市	○		○					○																
長野県	伊那市		○																						
長野県	駒ヶ根市	○		○				○			○														
長野県	中野市	○			○	平成24	4																		
長野県	大町市		○																						
長野県	飯山市		○																						
長野県	茅野市	○			○	平成26	4																		
長野県	塩尻市	○			○	平成30	4																		
長野県	佐久市	○		○				○			○														
長野県	千曲市		○																						
長野県	東御市	○			○	平成24	4																		
長野県	安曇野市		○																						
長野県	小海町		○																						
長野県	川上村		○																						
長野県	南牧村		○																						
長野県	南相木村		○																						
長野県	北相木村		○																						
長野県	佐久穂町		○																						
長野県	軽井沢町	○		○					○																
長野県	御代田町		○																						
長野県	立科町		○																						
長野県	青木村		○																						
長野県	長和町		○																						
長野県	下諏訪町	○			○	平成25	8																		
長野県	富士見町	○		○				○			○														
長野県	原村	○		○					○																
長野県	辰野町		○																						
長野県	箕輪町		○																						
長野県	飯島町		○																						
長野県	南箕輪村	○			○	平成29	5																		
長野県	中川村	○		○					○																
長野県	宮田村	○		○				○						○											
長野県	松川町		○																						
長野県	高森町	○		○						○							○			【①経済的負担を軽減する事業】 学校給食に提供されている牛乳の費用の一部を町が補助している。		○		毎年収入の変動があるため。	
長野県	阿南町	○		○					○																
長野県	阿智村	○		○					○																
長野県	平谷村		○																						
長野県	根羽村		○																						
長野県	下條村		○																						
長野県	売木村		○																						
長野県	天龍村		○																						
長野県	泰阜村		○																						
長野県	喬木村		○																						
長野県	豊丘村		○																						
長野県	大鹿村		○																						
長野県	上松町		○																						
長野県	南木曽町		○																						
長野県	木祖村		○																						
長野県	大桑村		○																						
長野県	木曽町		○																						
長野県	王滝村		○																						
長野県	麻績村		○																						
長野県	生坂村		○																						
長野県	山形村		○																						
長野県	朝日村		○																						
長野県	筑北村		○																						
長野県	池田町		○																						
長野県	松川村	○		○					○																
長野県	白馬村	○			○	平成25	7																		
長野県	小谷村		○																						
長野県	坂城町		○																						
長野県	小布施町		○																						
長野県	高山村		○																						
長野県	木島平村	○		○					○																
長野県	野沢温泉村		○																						
長野県	信濃町	○		○					○																
長野県	小川村		○																						
長野県	飯綱町		○																						
長野県	栄村		○																						
長野県	山ノ内町		○																						

都道府県	市区町村名	Ⅰ　準要保護の認定について		Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について														Ⅱ　平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅲ　自由記述欄
		貴市区町村では、平成31（令和元）年4月時点において、準要保護の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしていますか。		1. 準要保護の認定基準への反映について				2. 生活保護基準見直しの影響への対応予定														3. 生活保護基準見直しの影響を受ける人数について			（3）②把握していない理由	
				（1）平成30年10月の見直し後の生活保護基準を、平成31年4月以降、来年度の貴市区町村の準要保護の認定基準として認定基準に反映させますか。		（2）参照している生活保護基準		（1）平成31年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っていますか。			（2）予定する対応内容（複数回答可）					（3）⑤その他の内容	（4）③影響あり対応なしの理由（複数回答可）			（5）（4）①③の内容	（1）どの程度の影響が生じる可能性があるか		（2）把握している場合、平成31年3月までは援助対象だったが、平成31年4月以降は援助対象外となった者の人数		
		①用いる	②用いていない	①反映させる	②反映させない	年	月	①生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準（平成30年10月の新基準）に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準（平成30年9月以前の基準）に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い倍率に引き上げて認定（生活保護基準の1．2倍だったものを1．3倍に引き上げるなど）	③「生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準（注1）」以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため　（→2．（5）へ）	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており、準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない	人		
		→Ⅱへ	→Ⅲ自由記述へ	→2（1）へ	→1（2）へ		→Ⅲへ	→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
83	83	29	54	16	13	13	13	6	9	1	5	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0
長野県	上田市長和町中学校組合		○																						
長野県	辰野町塩尻市小学校組合		○																						
長野県	麻績村筑北村学校組合		○																						
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○			○	平成25	4																		
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	○			○	平成30	4																		
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合		○																						